

## 第12回 いなべ市農業委員会 議事録

開催日 令和2年11月10日  
場 所 シビックコア 研修室2

### 委員の出欠状況

1番	小川 太一	出	2番	森田 久生	出	3番	伊藤 和雄	出
4番	田中 敏夫	出	5番	渡邊 勉	出	6番	加藤 寛	出
7番	横井 啓行	出	8番	藤田 則幸	出	9番	松葉 里美	出
10番	伊藤 幸子	出	11番	藤田 一房	出	12番	石原 昭彦	出
13番	二宮 義隆	出	14番	山田 陽一	出	15番	藤田 義昭	出

開会時刻 午前9時00分

閉会時刻 午前9時45分

1 開会の辞 事務局長(種村明広)	第12回いなべ市農業委員会を開催させていただきます。 よろしくお願ひいたします。
2 会長挨拶 会長(伊藤和雄)	お集まりいただきましてありがとうございます。第12回いなべ市農業委員会を始めさせていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。
3 開会の宣言 議長(伊藤和雄)	いなべ市農業委員会総会規則第5条に基づき、議長を務めさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。 ただ今の出席委員は15名でございます。定足数に達しておりますので、第12回いなべ市農業委員会を開会いたします。
4 議事日程 (日程第1)  (日程第2) (日程第3) (日程第4)	それでは、日程第1、本日の議事録署名委員の指名については、「いなべ市農業委員会総会規則第6条第2項」の規定に基づき、会長が定めることとなっていますので、本日の議事録署名委員に、 2番議席 森田久生委員と、7番議席 横井啓行委員のお二人を指名させていただきます。よろしくお願ひします。  それでは、日程第2 報告第25号「農地法第18条第6項の規定による通知書について」、日程第3 報告第26号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について」及び日程第4 報告第27号「農地法第43条第1項の規定による届出について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。

事務局	<p>日程第2 報告第25号</p> <p>農地法第18条第6項の規定による通知書について 次のとおり、農地法第18条第1項第2号に基づき合意解約され、同条第6項の規定による通知があつたので報告する。令和2年11月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄</p> <p>原則、農地の賃貸借契約の解除については、農地法により知事の許可を受けなければなりません。しかし、合意による解約で、その旨が書類により明らかにされている場合は許可を必要とせず、これらの行為をしたものは、農業委員会にその旨を通知しなければならないと規定されています。今回の案件は、5件、8筆、面積10,787m<sup>2</sup>であることを報告します。</p>
事務局	<p>日程第3 報告第26号</p> <p>農地法第5条第1項第7号の規定による届出について 次のとおり、農地法第5条第1項第7号の規定による届出があつたので報告する。令和2年11月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤和雄</p> <p>農地を農地以外にする場合には、農地法の許可が必要ですが、員弁町の市街化区域については、都市計画法により積極的に宅地化すべき区域とされており、あらかじめ農業委員会へ届出を行えば転用許可は要しないこととなっています。届出書の受理については、「いなべ市農業委員会会長専決規程」により会長が専決することとなっており、適法であれば受理し、適法でないものは不受理とすることとなっています。</p> <p>今回の届出は、賃借権2件、8筆、面積2,878m<sup>2</sup>、所有権1件、1筆、378m<sup>2</sup>です。賃借権1が店舗用地、賃借権2が一般個人住宅、所有権4が一般個人住宅です。</p> <p>万一被害が生じた場合は、転用者自ら責任をもって処理するとされております。受理した届出書については、議案書の日付によって受理通知書を発行しましたので報告します。</p>
事務局	<p>日程第4 報告第27号</p> <p>農地法第43条第1項の規定による届出について 次のとおり、農地法第43条第1項の規定による届出があつたの</p>

	<p>で、報告する。令和2年11月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤和雄</p> <p>農地に農作物栽培高度化施設を設置しようとする者は、あらかじめ農業委員会への届出が必要とされております。届出書の受理については、「いなべ市農業委員会会長専決規程」により会長が専決することとなっており、適法であれば受理し、適法でないものは不受理とすることになっています。</p> <p>今回の届出は、藤原町上之山田の [REDACTED] が、議案書に記載の土地2筆において、農作物栽培高度化施設として菌床椎茸の生産用農業ハウスとして利用することを目的としております。受理した届出書については、高度化施設に該当すると判断し、議案書の日付によって受理通知書を発行しましたので報告します。</p>
議長	<p>報告事項について、質問等ありましたらお願ひします。 よろしいでしょうか。質問がなければ次に進みます。</p>
(日程第5)	<p>議長</p> <p>日程第5 議案第60号 「農用地利用集積計画の決定について(利用権設定)」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>日程第5 議案第60号 農用地利用集積計画の決定について(利用権設定) 次のとおり、いなべ市長から農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画が提出されたので、議決を求める。令和2年11月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄</p> <p>市が農用地利用集積計画を定めるときは、農業経営基盤強化促進法第18条第1項により、農業委員会の決定を経て、市が定めることとなっております。通常、農地の貸し借りをする場合、農地法の許可がいりますが、農用地利用集積計画を定めるとその手続きが不要になり、期間満了になると自動的に契約が終了することになります。なお、今回の設定は、公益財団法人三重県農林水産支援センターが実施する農地中間管理事業にともなう農用地利用集積計画の決定です。</p> <p>議案書のとおり利用権の設定計画が提出されたのでご審議を</p>

		<p>お願いします。</p> <p>内訳としましては、中間管理機構分、賃貸借筆数22筆、面積44,517㎡、使用貸借筆数12筆、面積16,820㎡、合計34筆、面積61,337㎡となっています。</p>
議長		<p>事務局の説明が終わりました。この案件は、公益財団法人三重県農林水産支援センターが実施する農地中間管理事業です。この集積計画につきまして質問等ありましたらお願ひいたします。</p> <p>特ないようですので、議案第60号「農用地利用集積計画の決定について(利用権設定)」につきまして採決いたします。</p>
		<p>本議案につきましては、[REDACTED]に関する案件が含まれております。</p> <p>農業委員会等に関する法律第31条第1項により議事に参与できませんので、該当委員を除いた案件別で採決を行います。</p> <p>該当委員は、ご自分の案件については採決に参加できませんのでご了承ください。</p>
議長		<p>[REDACTED]の案件11番、12番について採決します。</p> <p>本計画について、決定することに賛成の委員の挙手を求めます。</p>
		<p>全委員挙手です。</p> <p>よって、本議案は原案どおり決定されました。</p>
議長		<p>続いて、それ以外の案件について一括して採決します。全委員にお諮りします。</p> <p>本計画について、決定することに賛成の委員の挙手を求めます。</p>
		<p>全委員挙手です。</p> <p>よって、本議案は原案どおり決定されました。</p>
(日程第6) (日程第7)	議長	<p>続きまして、日程第6 議案第61号「農地法第3条の規定による許可申請について(所有権移転)」、及び日程第7 議案第62号</p>

	<p>「農地法第3条の規定による許可申請について(貸借権等設定)」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>日程第6 議案第61号</p> <p>農地法第3条の規定による許可申請について(所有権移転)</p> <p>次のとおり、農地法第3条の規定による許可申請(所有権移転)があつたので議決を求める。令和2年11月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄</p> <p>今回の申請は、8件、12筆、面積2,375.91m<sup>2</sup>です。</p> <p>&lt;議案書パワーポイントに基づき明細を説明&gt;</p> <p>&lt;38番案件&gt;の申請地は、大安町石榑北地内の畠です。</p> <p>譲受人である大安町石榑北の[REDACTED]が、大安町石榑北の[REDACTED]が所有する議案書に記載の1筆、387m<sup>2</sup>を売買により譲り受ける申請です。</p> <p>&lt;39番案件&gt;の申請地は、員弁町北金井地内の畠です。</p> <p>譲受人である東員町南大社の[REDACTED]が、員弁町笠田新田の[REDACTED]が所有する議案書に記載の2筆、98.91m<sup>2</sup>を贈与により譲り受ける申請です。</p> <p>&lt;40番案件&gt;の申請地は、藤原町市場地内の畠です。</p> <p>譲受人である藤原町市場の[REDACTED]が、藤原町市場の[REDACTED]が所有する議案書に記載の1筆、82m<sup>2</sup>を売買により譲り受ける申請です。</p> <p>&lt;41番案件&gt;の申請地は、藤原町下野尻地内の畠です。</p> <p>譲受人である藤原町下野尻の[REDACTED]が、藤原町下野尻の[REDACTED]が所有する議案書に記載の1筆、186m<sup>2</sup>を贈与により譲り受ける申請です。</p> <p>&lt;42番案件&gt;の申請地は、藤原町下野尻地内の畠です。</p> <p>譲受人である藤原町下野尻の[REDACTED]が、愛知県東海市の[REDACTED]が所有する議案書に記載の3筆、1,263m<sup>2</sup>を売買により譲り受ける申請です。</p> <p>&lt;43番案件&gt;の申請地は、員弁町松之木地内の畠です。</p> <p>譲受人である員弁町松之木の[REDACTED]が、員弁町松之木の[REDACTED]が所有する議案書に記載の2筆、69m<sup>2</sup>を贈与により譲り受ける申請です。</p>

	<p>&lt;44番案件&gt;の申請地は、大安町石榑北地内の畠です。      謙受人である大安町石榑北の [REDACTED] が、大安町石榑東の [REDACTED]      [REDACTED] が所有する議案書に記載の1筆、175m<sup>2</sup>を売買により譲り      受ける申請です。</p> <p>&lt;45番案件&gt;の申請地は、大安町石榑東地内の畠です。      謙受人である大安町石榑北の [REDACTED]、大安町石榑東の [REDACTED]      [REDACTED] が所有する議案書に記載の1筆、115m<sup>2</sup>を売買により譲り      受ける申請です。</p>
事務局	<p>続きまして、日程第7 議案第62号      農地法第3条の規定による許可申請について(貸借権等設定)      次のとおり、農地法第3条の規定による許可申請(貸借権等設定)があつたので議決を求める。令和2年11月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤和雄</p> <p>今回の申請は、4件、8筆、面積4,040m<sup>2</sup>です。      &lt;議案書パワーポイントに基づき明細を説明&gt;      &lt;1番案件&gt;の申請地は、藤原町市場地内の畠です。      借り人である藤原町市場の [REDACTED] が、藤原町市場の [REDACTED]      [REDACTED] が所有する議案書に記載の5筆、2,162m<sup>2</sup>を使用貸借により借り      受ける申請です。</p> <p>&lt;2番案件&gt;の申請地は、藤原町下野尻地内の畠です。      借り人である藤原町下野尻の [REDACTED]、藤原町下野尻の [REDACTED]      [REDACTED] が所有する議案書に記載の1筆、515m<sup>2</sup>を使用貸借により借り      受ける申請です。</p> <p>&lt;3番案件&gt;の申請地は、藤原町西野尻地内の畠です。      借り人である藤原町下野尻の [REDACTED] が、藤原町西野尻の [REDACTED]      [REDACTED] が所有する議案書に記載の1筆、537m<sup>2</sup>を使用貸借により借り      受ける申請です。</p> <p>&lt;4番案件&gt;の申請地は、藤原町下野尻地内の畠です。      借り人である藤原町下野尻の [REDACTED] が、藤原町下野尻の [REDACTED]      [REDACTED] が所有する議案書に記載の1筆、826m<sup>2</sup>を使用貸借により借り      受ける申請です。</p> <p>以上、所有権移転8件及び貸借権等設定4件につきまして、委員の確認書、現場確認及び書類審査の結果、法令要件を満たしてい</p>

		ると判断されますので、ご審議をよろしくお願ひいたします。
	議長	<p>事務局の説明は終わりました。何か質問はありますか。</p> <p>特にないようですので、議案第61号「農地法第3条の規定による許可申請について(所有権移転)」について採決いたします。</p> <p>議案第61号「農地法第3条の規定による許可申請について(所有権移転)」について、原案どおり許可することに賛成委員の挙手を求めます。</p>
		<p>全委員挙手です。</p> <p>よって、本申請につきましては、許可することといたします。</p>
	議長	<p>続いて、議案第62号「農地法第3条の規定による許可申請について(貸借権等設定)」について採決いたします。</p> <p>議案第62号「農地法第3条の規定による許可申請について(貸借権等設定)」について、原案どおり許可することに賛成委員の挙手を求めます。</p>
		<p>全委員挙手です。</p> <p>よって、本申請につきましては、許可することといたします。</p>
(日程第8)	議長	続きまして、日程第8 議案第63号「農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
	事務局	<p>日程第8 議案第63号  農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について</p> <p>次のとおり、農地法第4条の規定による許可申請があつたので意見を求める。令和2年11月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤和雄</p> <p>今回の申請は、1件、1筆で面積1,153m<sup>2</sup>です。  &lt;議案書パワーポイントに基づき明細を説明&gt;</p>

	<p>&lt;5番案件&gt;の申請地は、北勢町飯倉地内の田です。農地区分は第2種農地です。</p> <p>申請人である北勢町飯倉の [REDACTED] が、議案書に記載の1筆、1,153m<sup>2</sup>を太陽光発電へ転用したい旨の計画です。工事計画については、土地造成は整地のみ、取水はなし、汚水及び雑排水はなく、雨水は自然流下です。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。</p> <p>この案件につきましては、11月2日に現地調査を行っております。現地調査委員からその調査結果を報告させていただきます。</p>
現地調査委員	<p>議案第63号「農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について」1件を現地調査した結果、特に問題となる事項は確認されませんでしたので報告します。</p>
議長	<p>ありがとうございました。何か質問はありますか。</p>
	<p>特に無いようですので、議案第63号「農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について」の採決をいたします。</p>
(日程第9) (日程第10)	<p>本申請を県に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見は、「なし」とすることに賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>全員挙手です。</p> <p>よって、当委員会の意見は「なし」と決定しました。</p>
議長	<p>続きまして、日程第9 議案第64号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について(所有権移転)」及び日程第10 議案第65号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について(貸借権等設定)」を議題といたします。</p>
事務局	<p>事務局の説明を求めます。</p> <p>日程第9 議案第64号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について(所有権移転)</p>

次のとおり、農地法第5条の規定による許可申請(所有権移転)があつたので意見を求める。令和2年11月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤和雄

今回の申請は、6件、12筆で面積5,227.20 m<sup>2</sup>です。

<議案書パワーポイントに基づき明細を説明>

<54番案件>の申請地は、藤原町西野尻地内の畠です。農地区分は、西野尻駅から300m以内にあるため第3種農地です。

譲受人である藤原町西野尻の[REDACTED]が、藤原町西野尻の[REDACTED]が所有する議案書に記載の1筆、333.20m<sup>2</sup>を農作業場及び駐車場へ転用したい旨の計画です。土地造成は整地のみ、取水はなしで汚水及び雑排水はなく、雨水は自然浸透です。

<55番案件>の申請地は、北勢町中山地内の畠です。農地区分は第2種農地です。

譲受人である名古屋市の[REDACTED]が、北勢町中山の[REDACTED]が所有する議案書に記載の1筆、982m<sup>2</sup>を太陽光発電施設へ転用したい旨の計画です。土地造成は整地のみ、取水はなしで汚水及び雑排水はなく、雨水は自然浸透です。

<56番案件>の申請地は、大安町丹生川中地内の畠です。農地区分は、丹生川駅から300m以内にあるため、第3種農地です。

譲受人である千葉県市川市の[REDACTED]が、大安町丹生川中の[REDACTED]が所有する議案書に記載の1筆、266m<sup>2</sup>を一般個人住宅へ転用したい旨の計画です。土地造成は整地を行い、取水は上水道、汚水及び雑排水は下水道を利用し、雨水排水は既設の道路側溝へ放流します。

<57番案件>の申請地は、北勢町阿下喜地内の畠です。農地区分は第2種農地です。

譲受人である北勢町阿下喜の[REDACTED]が、北勢町阿下喜の[REDACTED]が所有する議案書に記載の1筆、439m<sup>2</sup>を一般個人住宅へ転用したい旨の計画です。土地造成は整地を行い、取水は上水道、汚水及び雑排水は下水道を利用し、雨水排水は既設の道路側溝へ放流します。

<58番案件>の申請地は、大安町石榑下地内の畠です。農地区分は第2種農地です。

譲受人兼転用者である四日市市の[REDACTED]と転用者である四日市市の[REDACTED]が、大安町平塚

の [REDACTED] が所有する議案書に記載の4筆、2,344m<sup>2</sup>を建売分譲住宅施設へ転用したい旨の計画です。事業計画は、山林原野と合わせて公簿面積5,656.80m<sup>2</sup>、実測面積6,162.85m<sup>2</sup>に住宅21棟の分譲を行います。土地造成は、切土及び盛土を行い、外周は土留めCBを施工、取水は上水道を引き込みます。生活排水は既設下水道管に接続し、雨水は帰属予定道路側溝を経由して既設道路側溝へ放流します。

<59番案件>の申請地は、藤原町川合地内の畠です。農地区分は、第2種農地です。

譲受人である桑名市の [REDACTED] が、藤原町川合の [REDACTED] が所有する議案書に記載の4筆、863m<sup>2</sup>を駐車場用地へ転用したい旨の計画です。工事計画については、土地造成は碎石を敷き、整地を行い、取水はなし、汚水及び雑排水もなく、雨水は自然浸透です。

続きまして、日程第10 議案第65号

農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について(貸借権等設定)

次のとおり、農地法第5条の規定による許可申請(貸借権等設定)があつたので意見を求める。令和2年11月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄

今回の申請は、2件、2筆で面積1,815m<sup>2</sup>です。

<議案書パワーポイントに基づき明細を説明>

<17番案件>の申請地は、員弁町平古地内の畠です。農地区分は第2種農地です。

借り人である名古屋市の [REDACTED] が、員弁町畠新田の [REDACTED] が所有する議案書に記載の1筆、555m<sup>2</sup>を太陽光発電施設へ貸借にて転用したい旨の計画です。土地造成は整地のみ、取水はなし、汚水及び雑排水もなく、雨水は自然浸透です。

<18番案件>の申請地は、北勢町大辻新田地内の田です。農地区分は第1種農地です。1種農地ですが、不許可の例外として「隣接する土地と一体として同一の事業の目的に供するためを行うものであつて、当該事業の目的を達成する上で当該農地を供する必要があると認められるもの。」にあたります。

譲受人である北勢町麻生田の [REDACTED] が、北勢町北中津原の

	<p>██████████が所有する議案書に記載の1筆、1,260 m<sup>2</sup>を駐車場施設へ貸借にて転用したい旨の計画です。土地造成は80cmの盛土を行い、周囲は安定勾配の法面とします。法尻にはU字側溝を設置し、雨水の流出を防止します。取水はなし、汚水及び雑排水もなく、雨水排水はU字溝から西側排水路へ放流します。</p> <p>以上5条所有権移転6件と、5条貸借権等設定2件につきまして、委員の確認書及び書類審査の結果、法令要件を満たしていると判断され、転用はやむを得ないものと考えられますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。</p> <p>この案件につきましては、11月2日に現地調査を行っております。現地調査委員からその調査結果を報告させていただきます。</p>
現地調査委員	<p>議案第64号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について(所有権移転)」6件、及び議案第65号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について(貸借権等設定)」2件を現地調査した結果、特に問題となる事項は確認されませんでしたので報告します。</p>
議長	<p>ありがとうございました。何か質問はありますか。</p> <p>特に無いようですが、議案第64号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について(所有権移転)」の採決をいたします。</p> <p>本申請を県に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見は、「なし」とすることに賛成委員の挙手を求めます。</p>
	<p>全委員挙手です。</p> <p>よって、当委員会の意見は「なし」とすることに決定しました。</p>
議長	<p>続いて、議案第65号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について(貸借権等設定)」の採決をいたします。</p> <p>本申請を県に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見は、「なし」とすることに賛成委員の挙手を求めます。</p>

	<p>全委員挙手です。 よって、当委員会の意見は「なし」とすることに決定しました。</p>
(日程第11)	<p>議長 続きまして、日程第11 議案第66号「非農地証明願いについて」を議題といたします。 事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>日程第11 議案第66号 非農地証明願いについて 次のとおり、非農地証明願いがあったので議決を求める。令和2年11月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄</p> <p>今回の申請は3件、7筆、470.28m<sup>2</sup>です。      &lt;議案書パワーポイントに基づき明細を説明&gt;      &lt;33番案件&gt;の申請地は、大安町丹生川中地内の台帳地目、畠です。      願い出者は、名古屋市の[REDACTED]で、昭和55年から宅地に転用し、現在に至っております。      &lt;34番案件&gt;の申請地は、員弁町北金井地内の台帳地目、田、畠です。      願い出者は、員弁町北金井の[REDACTED]で、昭和42年から宅地に転用し、現在に至っております。      &lt;35番案件&gt;の申請地は、員弁町松之木地内の台帳地目、田、畠です。      願い出者は、員弁町松之木の[REDACTED]で、平成5年以前から宅地に転用し、現在に至っております。</p> <p>以上3件につきまして、現場確認及び空中写真等の書類審査の結果、証明基準を満たしていると判断されますので、ご審議をよろしくお願いします。</p>
議長	<p>非農地証明につきましては、無断転用後20年経過した土地についての証明です。事務局において、20年前の空中写真を元に該当する土地について提案をさせていただいております。 何か質問はありますか。</p>

		特に無いようですので、議案第66号「非農地証明願いについて」を採決いたします。願いどおり証明することに賛成委員の挙手を求めます。
		全委員挙手であります。 よって、本案件については、願いどおり証明することに決定しました。
	議長	議事については、以上です。
5 その他	議長	その他でございますが、委員さんから何かありますか。 事務局から何かありますか。
	事務局	前回ご案内させていただきました11月27日の研修会ですが、出欠の報告がまだの委員さんは事務局へお願ひします。
	議長	その他よろしいでしょうか。次回は、12月3日午前9時から現地調査です。10番伊藤委員と11番藤田委員は出席をお願いします。12月10日に委員会となりますので、よろしくお願ひします。
6 閉会の宣言 【午前9時45分閉会】	議長	これをもちまして、第12回農業委員会を終了します。

会議の経過を記載して、相違ないことを証するため署名する。

令和 年 月 日

いなべ市農業委員会  
会長 伊藤 和雄

議事録署名者

議事録署名者